

報告第4号

西海市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年6月14日

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第4号

西海市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年西海市条例第22号）の一部を次のように改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月31日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

西海市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年西海市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

西海市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 令和 3 年 9 月 30 日 西海市条例第 22 号 本則 （略） 附 則 1 （略） （この条例の失効） 2 この条例は、<u>令和 9 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。 3 （略）	西海市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 令和 3 年 9 月 30 日 西海市条例第 22 号 本則 （略） 附 則 1 （略） （この条例の失効） 2 この条例は、<u>令和 6 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。 3 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

西海市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の概要

条例規定	改 正 概 要	施行日
附則	○省令改正にあわせて改正 適用期限の 3 年延長 改正前：令和 6 年 3 月 31 日 → 改正後：令和 9 年 3 月 31 日 ○固定資産税減収額の 75%相当が国の支援措置	R 6 . 4 . 1